

建築物の形態制限 【川口エリア】用途地域及び用途地域の指定のない区域

川口地域	容積率／建蔽率	外壁後退 (法54条)	絶対高さ の限度 (法55条)	道路斜線制限 (法56条1項1号)		隣地斜線制限 (法56条1項2号)	北側斜線制限 (法56条1項3号)	高度地区 (法58条)	日影制限 法別表第4(に)(2)による		
				勾配	適用距離				対象となる建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(5m/10m)
第1種住居地域	200/60	－	－	1.25/1	20m	20m+1.25/1	－	－	高さ>10m	4m	5時間/3時間
準住居地域	200/60	－	－			20m+1.25/1	－	－			
近隣商業地域	200/80	－	－	1.5/1	20m	31m+2.5/1	－	－			
準工業地域	200/60	－	－			31m+2.5/1	－	－			
用途地域の指定のない区域	200/70	－	－			20m+1.25/1	－	－	－	－	－